宮城県事業復興型雇用創出助成金（住宅支援費）制度概要

■助成金制度の趣旨

東日本大震災で被災した県内沿岸部において安定的な雇用を創出することや地域経済の活性化等に資する雇用を創出することを目的とし、被災した県内沿岸部の人手不足に対応するため、求職者の雇入れに際して住宅支援の導入等による職場環境の改善を図り、雇用の維持・確保を達成した事業主に対し、その要した費用の一部について、助成金を支給するものです。

主な要件は以下のとおりですが、県ホームページ掲載の支給要綱・手引等も必ず御確認ください。

■主な要件と助成金額

①～④を満たす県内沿岸部に所在する事業所を持つ、中小企業事業主等が対象です。

①対象産業政策の支援を受けている

➡県ホームページ掲載の「対象産業政策リスト【住宅支援費】１・２」で御確認ください。

②住宅支援の取組みを実施

➡**H30.3.1**以降に次の(1)から(4)のいずれかの取組みを実施していることが必要です。
※　取組みについて、就業規則等で明文化している必要があります。

(1)住宅の新規借り上げ
(2)住宅の追加借り上げ
(3)住宅手当の導入
(4)住宅手当の拡充

③求職者（受給要件労働者）を雇入れ

➡**R5.1.15～R6.1.14**の間に雇い入れた方が対象です。
※　雇い入れた労働者が②の住宅支援の取組み支援対象であることが必要です。
※　助成対象となる労働者の要件の詳細は２ページ及び県ホームページ掲載の手引等で御確認ください。

④（認定後）雇用の維持・確保を達成

➡支給申請時に次の(1)及び(2)を満たしていることを確認します。
(1) 基準日における受給要件労働者の人数が最初に雇い入れた受給要件労働者の雇入日の人数を下回っていないこと
(2) 基準日における雇用保険加入者の人数が最初に雇い入れた受給要件労働者の雇入日の人数を下回っていないこと

※基準日とは、対象となる労働者（受給要件労働者）の雇入日から概ね１年、２年及び３年を経過した日以後で県が指定する日をいいます。

住宅支援の取組みに係る経費の**４分の３相当**を支給します。
上限金額は１事業所につき年額２４０万円、総額７２０万円です。

※　助成対象となる経費については2ページ及び県ホームページ掲載の手引等で御確認ください。

■助成対象となる労働者

助成対象となる労働者は次のとおりです。

	主な要件
受給要件労働者	• 住宅支援を導入等した後で、令和５年４月１日から令和６年１月１４日（注）までの間に雇い入れたこと • 採用選考時点で失業状態にある方（高等学校・大学等を卒業予定の方を含む。） • 雇入日、認定申請日及び基準日において、支給対象事業主が実施する住宅支援の取組みによる支援を受けていること
要件外助成対象労働者	• 受給要件労働者と同一の助成対象となる住宅支援を受けていること • 受給要件労働者と同じ事業所に所属し、かつ、同じ事業主に雇用されていること ※受給要件労働者１名以上と併せて申請することが可能です。

注：令和４年度に申請の機会がなかった、令和５年１月１５日から令和５年３月３１日までに雇い入れた受給要件労働者の申請も受け付けます。

■助成対象となる住宅支援の取組み

助成対象となる住宅支援の取組みと、各取組みについての助成対象経費は次のとおりです。

	説　明
住宅の新規借上げ	助成対象事業所で雇用される労働者を居住させるため、事業主が**新たに住宅を賃借**するもの。 ➡賃借契約に基づき支払う賃借料が助成対象経費となります。 【注意】敷金・礼金・仲介手数料・管理費その他の経費は助成対象とはなりません。
住宅の追加借上げ	賃借契約を変更して、助成対象事業所で雇用される労働者を居住させるために**借り上げる住宅**を増やすもの。 ➡賃借契約変更前後の賃借料の差額が助成対象経費となります。 【注意】敷金・礼金・仲介手数料・管理費その他の経費は助成対象とはなりません。
住宅手当の導入	就業規則等の規程を改正し、助成対象事業所で雇用される労働者が居住する**住宅に関する手当（住宅手当）を新たに導入**するもの。 ➡住宅手当導入後に実際に支給した住宅手当の額が助成対象経費となります。
住宅手当の拡充	就業規則等の規程を改正し、**住宅手当の増額又は対象者の範囲を拡大**するもの。 ➡（受給要件労働者）実際に支給した住宅手当の額 （要件外助成対象労働者）住宅手当の拡充前後の差額 が助成対象経費となります。